

国立大学法人岐阜大学知的財産規程

平成19年10月1日
規程第45号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人岐阜大学（以下「本学」という。）の職員等により創出された知的財産の取扱い等に関する基本的事項を定め、もって、研究成果の社会的活用を図るとともに、学術研究の振興及び社会貢献に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- 一 「知的財産」とは、本学の職員等により創出される知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第1項に定めるものをいう。）のうち、財産としての価値を持つもの（研究成果有体物を含む。）をいう。
- 二 「知的財産権」とは、知的財産に係る権利のうち、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における前記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設置の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における前記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権及び外国における前記権利に相当する権利
- 三 「発明等」とは、次に掲げるものをさす。
 - イ 特許法に規定されている発明
 - ロ 実用新案法に規定されている考案
 - ハ 意匠法に規定されている意匠の創作
 - ニ 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定されている回路配置の創作
 - ホ 種苗法に規定されている品種の育成
- 四 「研究成果有体物」とは、研究開発成果としての研究成果有体物をいう。
- 五 「著作物」とは、著作権法に規定されている著作物をいう。
- 六 「出願等」とは、特許出願、登録出願等の知的財産権に関して法令で定められた権利保護に必要な所定の手続きを行うことをいう。
- 七 「職員等」とは、研究活動に関わる本学の役員、職員及び雇用契約等に基づき本学で研究活動に従事する者（学生の身分を有する者を含む。）をいう。

(権利の帰属)

第3条 職員等が本学の施設、設備又は経費を使用して現在又は過去に本学で携わった研究活動その他の職務として行った発明等に基づいて創出された知的財産に係る権利は、原則として、これを本学に承継させることとする。ただし、学長が必要と認めるときは、

岐阜大学知的財産委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、当該職員等に帰属させることができる。

（届出）

第4条 本学の職員等は、発明等を行ったときは、別に定めるところにより、研究推進・社会連携機構知的財産マネージャーに連絡するとともに、所属部局等の長を経由して速やかに学長に届出なければならない。

（帰属の決定）

第5条 学長は、前条の規定による届出のあったときは、委員会の意見を聴いて、その発明等が職務上なされたものであるか否かの認定を行い、職務上なされたものであると認定したときは、当該発明等に係る権利を本学が承継するか否かの決定を、速やかに行う。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、学長は研究推進・社会連携機構産官学連携推進本部長（以下「本部長」という。）と協議の上、委員会で審議を行う前に承継を決定し、出願等の手続きをすることができる。ただし、当該手続き後、本部長は、速やかに委員会に報告しなければならない。

3 学長は、前2項の規定による決定を行ったときは、当該職員等に通知するものとする。

（譲渡証書の提出）

第6条 本学の職員等は、前条の規定により発明等に係る権利を本学が承継する旨の通知を学長から受けたときは、別に定めるところにより、速やかに譲渡証書及び本学が承継又は出願等に必要とする一切の書類を学長に提出しなければならない。

（出願等）

第7条 発明等に係る権利を本学が承継すると決定したときは、学長は速やかに必要な出願等の手続きを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、帰属決定後の事情の変化等により本学が権利保護の手続きを続行しないこととする場合は、発明等を行った職員等と協議の上、発明等に係る権利の取扱いを決定するものとする。

（共同出願）

第8条 企業等の学外機関と本学が共同出願する場合は、当該学外機関と共同出願契約書を交わさなければならない。

（任意譲渡）

第9条 第5条第1項により承継しない旨の決定があった後に、本学の職員等から発明等に係る権利を無償で本学に譲渡する旨の申し出がなされたときは、学長は委員会の意見を聴いた上で、当該発明等に係る権利の承継の可否を決定することができる。

2 この規程の規定は、次条各項に定めるものを除き、前項に規定する任意譲渡について準用する。

（補償金）

第10条 第5条第1項又は第2項の規定により本学が承継する旨の決定を行った発明等について、出願及び登録がなされた場合には、別に定めるところにより、当該発明等を行った職員等に対して出願補償金及び登録補償金をそれぞれ支払うものとする。

2 第5条第1項又は第2項の規定により本学が承継する旨の決定を行った知的財産に係る権利の実施又は処分によって本学が収入を得た場合には、別に定めるところにより、当該知的財産の創出を行った職員等に対して実施補償金を支払うものとする。

3 前2項の規定は、当該職員等が本学を退職した以後にも適用する。

(職員等の責務)

第11条 本学の職員等は、第5条第1項又は第2項の権利の帰属の決定前に、出願等を行い、又は第三者に対して権利を譲渡し、あるいは第三者に使用の許諾等を行ってはならない。

2 本学の知的財産に携わる者は、知的財産に関する事項について知り得た秘密を他の者に開示又は漏洩してはならない。

3 発明等を行った本学の職員等は、本学が当該発明等に係る権利を承継した場合においては、当該発明等の出願等の手続き及び権利の円滑な実施のための技術指導等に協力するよう努めなければならない。

(異議申立)

第12条 本学の職員等は、第5条第1項及び第2項による学長の決定に異議があるときは、同条第3項の通知を受けた日から14日以内に、学長に対し異議を申し立てることができる。

2 学長は、前項の規定により異議の申し立てがあったときは、委員会の意見を聴した上で、異議の申し立ての可否を決定し、当該職員等に通知をするものとする。

(研究成果有体物)

第13条 職員等が創作した研究成果有体物に係る権利は、別に定めるところにより、本学に帰属するものとする。

2 研究成果有体物の学外への提供、受入れの手続き、対象範囲、届出その他の取扱いについては、別に定める。

(著作物)

第14条 職員等が創作した著作物に係る権利の帰属その他の取扱いについては、別に定める。

(その他の知的財産)

第15条 本学の職員等は、その他の知的財産に係る権利(発明等、研究成果有体物及び著作物に係るものを除く。)について、本学に帰属させる等の必要がある場合には、別に定めるところにより、届出をするものとする。

2 この規程の規定は、前項に規定する届出がなされた場合について準用する。

(研究ライセンス)

第16条 研究開発活動の活性化と成果の実用化の促進の観点から、政府資金を原資とする研究開発によって生じた知的財産については、大学等相互間で非営利目的の研究のために実施できるように特別の配慮を行う。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。

2 岐阜大学知的財産規則(平成16年岐阜大学規則第54号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月4日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。